

- 2 (1) 借款は、エジプト・アラブ共和国政府と JICA との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に關する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によつて規律される。
 - (a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。
 - (b) 利率率は、年一パーセントとする。
 - (c) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日後八年とする。
 - (d) 前払の手数料は、1 に規定する借款の額の〇・二パーセントの率で課されることになる。
 - (e) に規定する支出期間が延長されないこと及び前記の支出期間内に支出が完了することを条件として、1 に規定する借款の額の〇・一パーセントに相当する額が払い戻されることとなる。
- (2) (1)(c) に規定する支出期間は、両政府の關係當局の同意を得て延長することができる。
- 3 (1) 借款は、プログラムを実施を目的として、エジプト・アラブ共和国の権限のある當局が既に行つたか又は将来行う予算支出（両政府の關係當局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。
- (2) (1) に規定する表は、両政府の關係當局の相互の同意によつて修正することができる。
- 4 エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国政府の各級で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をエジプトの通貨で振り替えるようとするための措置をとるものとする。
- 5 エジプト・アラブ共和国政府の國家予算に含められ、プログラムを実施するに使用される。エジプト・アラブ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に關し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することをも著し控える。
- 6 エジプト・アラブ共和国政府は、JICA に對して、借款及びそれから生ずる利子に對して又はそれらに關連してエジプト・アラブ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。
- 7 エジプト・アラブ共和国政府は、借款が適正に使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置を講ずる。

8 エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本國政府及び JICA に對し、次のものを提供する。

- (a) 借款の使途及びプログラムの実施の進捗状況に對する情報及び資料
- (b) 借款及びプログラムに關連するその他の情報

9 両政府は、この了解から又はこの了解に關連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代つて確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本國政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとし、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千十八年二月二十一日にカイロで
エジプト・アラブ共和国駐在
日本國特命全權大使 香川剛廣
投資・國際協力大臣
サハル・ナスル閣下
(エジプト側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代つて確認すること、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本國政府が受領した日に効力を生ずるものとするに同意する光榮を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとし、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千十八年二月二十一日にカイロで
エジプト・アラブ共和国
投資・國際協力大臣 サハル・ナスル
エジプト・アラブ共和国駐在
日本國特命全權大使 香川剛廣閣下

○外務省告示第二百六十四号
平成三十年八月二日にアデイスアベバで、エチオピア連邦民主共和國政府に對する贈与に關する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和國政府との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 經濟社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の關係當局で合意する生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 二億円
- 3 署名者
日本 側 内田亮在エチオピア臨時代理大使
アドマス・ネベベ財務・經濟協力担当國務大臣
エチオピア側
アドマス・ネベベ財務・經濟協力担当國務大臣
平成三十年八月二十三日
外務大臣臨時代理 國務大臣 菅 義偉

○外務省告示第二百六十五号
平成三十年八月十四日にバンギで、中央アフリカ共和国内の社会的弱者に對する食糧援助に關する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 食糧援助規程に關連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 三億五千万円
- 3 署名者
日本 側 岡村邦夫在中央アフリカ大使
フェリックス・ゴメス在中央アフリカ事務所代表
平成三十年八月二十三日
外務大臣臨時代理 國務大臣 菅 義偉

○厚生労働省告示第三百九号
感染症の予防及び感染症の患者に對する医療に關する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第百二九号）の一部を次の表のように改正する。
平成三十年八月二十三日
厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第4 法第6條第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 エンツルエンツルウイルスA属エンツルエンツルウイルス（血清型がH5N1であるものに限る。） A / whooper swan / Mongolia / 24 / 05 [R] 6 + 2 (163243)</p> <p>2 エンツルエンツルウイルスA属エンツルエンツルウイルス（血清型がH5N1であるものに限る。） A / common magpie / Hong Kong / 5052 / 2007 (H5N1) (S) JRG-165615)</p>	<p>第4 法第6條第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 エンツルエンツルウイルスA属エンツルエンツルウイルス（血清型がH5N1であるものに限る。） A / bai-headed goose / Qinghai lake / 1a / 05 [R] 6 + 2 (163222)</p> <p>2 エンツルエンツルウイルスA属エンツルエンツルウイルス（血清型がH5N1であるものに限る。） A / turkey / Turkey / 1 / 2005 (H5N1) (NIBRG-23)</p> <p>3 エンツルエンツルウイルスA属エンツルエンツルウイルス（血清型がH5N1であるものに限る。） A / Viet Nam / 1194 / 2004 (H5N1) (NIBRG-14)</p>

